

LT GROUP

2020年5月26日

L T 会会報第 20-12 号(総第 206 号)

LTグループ

外資企業の駐在員入国管理の新措置

2020年3月26日、中国の外交部・国家移民管理局は公告を発し、2020年3月28日0時から、有効な中国査証、居留許可を所持する外国人の入国を一時停止した。同公告の通達から二ヶ月が経つが、外国人が中国に入国できなくなり、多くの外資企業の業務推進及び社内管理に支障が出ていた。中国商務省の高峰報道官は5月14日の定例会見で、「外国人の入国に関して困っている外資企業は、商務省または地方の商務当局に連絡してほしい」と説明した。申し入れがあった場合は「関連部門と前向きに調整する」とも述べた。

具体的な対応措置について、当社は上海市商務委員会やいくつかの区の外事弁公室、出入境管理局及び 蘇州高新区の関連当局に問い合わせたところ、いくつかの有用な情報を入手したので、下記のとおりまと めました。

1. 現在の対応措置について

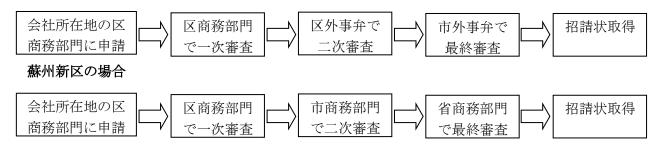
- (1) 地方の商務部門も商務部報道官の上記回答について理解しているが、具体的な措置は今のところまだない。
- (2) 現在、外国人が急用で上海に戻る場合、商務部門から外事弁公室(外事弁)に招請状を申請することが可能。外国人はこの招請状を持って、所在国の中国査証申請サービスセンターでビジネス査証(Mビザ、有効期間180日)を取得し、Mビザで中国に入国することが可能。
- (3) 現時点(5月26日)では、外国人は中国入国後、直ちに新型コロナウイルスの検査を受け、 14日間の強制隔離が必要。

2. 招請状の申請手順

下記の通り。招請状取得までには約2週間が必要。

但し、新型コロナウイルス感染の制御がまだまだ重要であり、且つ招請状を申請する外国人が多いため、審査はやや厳しい。

上海市の場合





LT GROUP

- 3. 招請状申請書類の基本内容
- (1) 会社の状況/登記地/会社の主要営業業務/2019 年度の営業額/2019 年度の納税額
- (2) 外国人の個人情報:氏名、旅券番号等
- (3) 外国人の会社での役職及び主な担当業務の内容(経済貿易又は科学技術類関連であること)
- (4) 外国人が中国へ戻り緊急に処理する必要のある具体的業務
- 4. 元々所持していた就労類居留許可への影響
- (1) ビジネス査証(M ビザ)を取得した時点で、元々所持していた就労類居留許可は失効する。
- (2) ビジネス査証(M ビザ)で中国入国後、前回就業類居留許可を取得してから3ヶ月以上が経過している場合、健康診断が必要。その後にビジネス類居留許可(M ビザ)を申請できる。(蘇州新区は健康診断が不要と回答)

感染制御のため中国では外国人の入国制限が暫く続いていますが、上記の臨時措置の実施により、外国人ビジネスマンが中国に来れないという問題が緩和されることになります。但し、具体的な取扱いに際し、今後の感染状況によっては、各地の具体的措置に違いが出てきたり、適時調整されたりする可能性が高いので、各社所在地の関係当局で詳細確認されるようお勧めします。

以上